

ひろらくHPに組合員向け様式集をアップ



広略のホームページに組合員向けの申請様式を集めたページを作成しました。販売仮渡金の借入申込書や預け金払戻請求書等、出資関連や各種事業の申請様式がPDFファイルでダウンロード出来ます。ぜひご活用下さい。

なお、ホームページは月1回程度の更新となりますので、掲載の無いものは、最寄りの事業所にご連絡下さい。

ここをクリック!!
組合員向け申請様式

心の健康を保つ しっかり休養と ぐっすり睡眠

心の健康を保つためには、休養が大切です。休養は、日常生活での肉体的疲労や精神的疲労を取り除き、リフレッシュするために必要です。その休養の一つに睡眠があります。睡眠は疲労を回復させ、心身の安静を保つために欠かせません。健康的に日常生活を送るためにも、しっかりと休養をとって、ぐっすり睡眠をとりましょう。



快適な睡眠のための七箇条

- 一 快適な睡眠でいきいき健康生活**
睡眠に問題があると、高血圧・心臓病・脳卒中などの生活習慣病のリスクが上昇します。
- 二 睡眠は人それぞれ、日中元気がハツツが快適な睡眠のパロメーター**
睡眠時間八時間にこだわらないようにしましょう。また、寝床で長く過ごしすぎると熟睡感が減ってしまいます。
- 三 快適な睡眠は、自ら創り出す**
「夕食後のカフェイン接種」は寝付きを悪くし、「睡眠薬代わりの寝酒」は睡眠の質を悪くします。
- 四 眠る前に自分なりのリラックスマ法を見つけよう**
軽い読書や音楽、香り、ストレッチ等でリラクセスし、自然に眠たくなってから寝床につきましよう。眠ろうと意気込むとかえって逆効果です。
- 五 目が覚めたら日光を取り入れて、体内時計をスイッチオン**
同じ時間に毎日起床。早起きが早寝に通じます。休日に遅くまで寝床で過ごすと、翌日の朝がすらくなくなります。
- 六 午後の眠気をやりすぎず**
短い昼寝でリフレッシュ。昼寝をするなら午後三時前の二十〜三十分。夕方以降の仮眠は、夜の睡眠に悪影響を及ぼします。
- 七 睡眠障害は、専門家に相談**
睡眠中の激しいびびき・足のむずむず感・歯ぎしり・寝付けない・熟睡感がない・十分眠っても日中の眠気が強い時は要注意。
※睡眠には個人差がありますが、快適な睡眠で体も心もリフレッシュし、疲労回復・ストレス解消・事故防止に努めましょう。
(JAグループ広島・メンタルヘルス通信No.4引用)

インフルエンザが猛威を振るう 経営者のダメージは 経営へのダメージ

広島県は、インフルエンザの流行が本格的になったとして、一月二十五日、「インフルエンザ警報」を発令しました。感染すると高熱や咳などで一週間は安静が必要で、経営者の経営離脱は、酪農経営にも大きく影響します。家族内感染も含めて、しっかりとした予防を行いましよう。

■感染予防の基本は「手洗い」
感染はウイルスの付着した手や指で、口や鼻の粘膜に触れることによるもので、外出後はこまめに流水と石けんを手を洗いましよう。

■蔓延を防ぐには「咳エチケット」
咳やくしゃみが出たら、他の人にうつさないよう

にマスク等を着用し、それらが無い場合はハンカチ等を使って顔をそむけて飛まつ感染を防ぎましよう。

■適度な湿度を保ちましよう
室内は加湿器や濡れタオルなどを使って、適度な湿度(五十%〜六十%)を保ちましよう。

■日頃の体調管理
睡眠と、しっかりバランスの取れた食事を心がけましよう。

■早めの受診は、まず電話を
症状が疑われる場合には、早めに医療機関を受診しましよう。但し、他の感染を防ぐため、受診の際は、必ず事前に電話をしてから受診しましよう。



ヨ一ネ病の定期検査見直し 清浄農場は・24年度から4年に1回

広島県は、ヨ一ネ病の定期検査期間の見直しを決定しました。このヨ一ネ病の検査期間は、県内発生頭数の増加により検査期間が4年から2年に短縮された経緯がありますが、新規発生農場が減少したことから、平成24年度からは清浄農場(カテゴリーI)に該当する農場の検査が、現行の2年に1回から4年に1回と見直されました。

なお、発生農場(カテゴリーII)については、現行と変更はありません。

(生乳出荷組合員の皆様へ)~【お詫びとお知らせ】~

平成23年分酪農経営収支明細書内への一部項目データの欠落について

○去る一月二十五日、「簡易書留郵便」にて「平成二十三年分酪農経営収支明細書」を送付したところでありませう。

○この記載項目の中で「補助金内訳」に関するデータが一部欠落しておりました。

○この件は、内部調査により判明し、この対処方針を去る二月八日、関係組合員宛にFAXで通知申し上げ、既にご承知頂いているものと存じます。

○改めまして、深くお詫び申し上げます。

○この原因を調査した結果、電算システムの一部プログラムに脆弱な箇所が見つかり、この点を修正し、再発防止に向けて万全を期するよう対応致しましたことをお知らせ致します。

二つの後継者就農支援策 二月一日に創設 学生さんには「就学資金」をサポート 新婚さんには「ヘルパー特割助成」でゆとりを

広酪は、組合員の子弟で高校を卒業後、畜産専門学校に進学する後継者となりうる若者の就学資金を援助するため、酪農後継者就学金貸付制度を創設し、また、めでたく結婚され、夫婦で人生を歩み始める二人に活力を与えられるよう「ゆとり創設」を目的に酪農ヘルパー特割助成制度の二つの支援策を創設しました。

1 酪農後継者就学金 貸付制度

● 受付期間

毎年二月二十五日から
四月十五日まで

■ 目的

広酪の生産基盤維持・拡大並びに次代を担う酪農経営者と酪農従事者等の後継者育成のため、酪農知識を習得する専門の短大又は大学等に在学する者に授業料など就学に必要な資金(以下「就学金」という)を貸付し、組合員の酪農経営の安定と優れた後継者確保を図る。

■ 貸付の対象

大学等に在学する学生のうち、心身ともに健康で、卒業後に広酪の組合員に加入、又は組合員が営む酪農に従事する中で酪農経営の担い手になろうとする者を対象とする。ただし、農業大学及び農業関連学科以外に在学する者、既に酪農に従事しているものは対象外とする。

■ 貸付額及び貸付期間

① 大学等に在学する者への貸付額は月額十万円以内。② 大学等に入学する場合、入学支度金として七十万円以内を貸し付けることができる。③ 大学等への授業料納付月には、授業料支援金として五十万円以内を貸し付けること

■ 就学金の返還

就学金は「酪農後継者就学金返還実行通知兼償還計画表」に基づき組合指定の預金口座に振り込み返還する。但し、振込手数料は奨学生の負担とする。② 返還期間は、貸付が終了した月の翌月から十年以内に返還する。③ 返還期日前に貸付された就学金の全部又は一部金額を繰り上げて返還することが出来るものとする。繰り上げ返済を求める場合には、事前に一ヶ月前に組合員宛(総務管理課)に申し出を行うものとする。

■ 利率

別に理事会で定める。延滞損害金の貸付利率は、原則として十・九五%(日歩三銭)とする。

■ 貸付金償還の免除

① 就学金を借りた者が大学等を卒業後、組合員に加入して酪農経営に参画に従事し、牛群検定事業の実施と酪農家経営管理支援システム(通称DMS)の利用をする場合は、就学金の償還利息を全部若しくは一部を免除することが出来るものとし、該当する場合は、就学金償還利息の免除申請書を提出するものとする。

② 就学金を借りた者が大学等を卒業後、組合員が運営するヘルパー派遣要員に登録し、一ヶ月当たり十日以上

上の派遣に従事すれば、就学金の償還利息を全部若しくは一部を免除する。なお、就学金を借りた者がこの免除を受けようとする時は、就学金償還利息免除申請書を提出する。

■ 貸付金の取消・返還

就学金の貸付期間中、大学等を中途退学した場合や卒業した者が農業以外の職に就いた場合は、就学金の返還通知書を発し、返還を命じる。就学金の取消による返還金は、貸付金のほか第八条第二項に準ずる利息相当額を付する。

■ 在学証明の提出

毎年度四月末日迄に当該学年の在学証明書の提出が必要。

■ 届出義務

奨学生は次の事由に該当する場合は、速やかに届出を行う。① 休学又は退学、② 復学、③ 転学、④ 就学金を必要としなくなった、⑤ 大学等を卒業後住所又は氏名を変更、⑥ 住所又は氏名を変更、⑦ 連帯保証人を変更、⑧ その他重要な事由が生じたとき。② 奨学生が怠ったことにより生じた問題においては、奨学生並びに連帯保証人の責任とする。

■ 貸付の停止及び休止

次の事由に該当するときは就学金の貸付を停止又は休止する。① 大学等の

ができる。④ 就学金の貸付期間は短大の場合は二年以内とし貸付上限額は二百万円以内、大学の場合は六年間以内で貸付上限額は四百万円以内で正規卒業又は課程修了の最短期間とする。但し、留年した場合の貸付は認めない。

■ 就学金の貸付方法

① 原則として、四月分・五月分・六月分を四月末日、七月分・八月分・九月分を七月末日、十月分・十一月分・十二月分を十月末日、一月分・二月分・三月分を一月末日に奨学生本人名義の口座に振込みする。② 初年度は四月に支払うものを五月とすることが出来る。また、入学支度金は五月に振り込む就学金と合わせて振り込む。③ 授業料支援金は、大学等の締め切り期日までに振り込む。

■ 貸付の申請

就学金の貸付を希望する者は「酪農後継者就学金貸付申請書」に入学内定書又は在学証明書等証明書類、小論文を添付して組合長(事業推進課)に申請する。② 申請は毎年三月二十五日から四月十五日までの間に提出する。

■ 貸付の決定

組合長は申請書類を審査し、申請者並びに父母等と面談し、就学金の貸付が適正であると認めるときは、貸付を

決定し申請者に対して貸付決定通知書をもって通知する。② 貸付決定を受けた奨学生は「誓約書」に連帯保証人の印鑑証明書並びに所得証明書を各一部添付して組合長に申請する。③ 就学金の決定は、毎年四月末日までに行う。

■ 貸付終了後の手続き

卒業又は履修課程を修了し貸付が終了した場合は酪農後継者就学金返還通知書並びに酪農後継者就学金返還実行通知兼償還計画表「金銭消費貸借契約証書(酪農後継者就学金貸付)」(以下、「差入契約証書」という)を作成し、申請者に送付する。② 申請者は差入契約証書に予め記載ある事項を確認したうえで、債務者欄に自署・署名又は記名とともに実印を押印し、その印鑑証明書一通を添付する。連帯保証人二名を必要とし、連帯保証人となる各人の自署、署名又は記名とともに実印を押印し、各一通の印鑑証明書を添付し、貸付金額に於ける印紙を貼付したうえで組合に差入れる。なお、添付する印鑑証明書の交付期日は、貸付実行期日から遡り九十日以内のものでなければならない。

課程を休学、② 大学等の課程において停学処分③ 大学等の課程を退学又は中止、④ 奨学生であることを辞退、⑤ 心身の故障又は学業成績不振のため大学の課程の履修若しくは継続の見込みが無くなったと認められたとき、⑥ 前各項に掲げるものの他、就学金の貸付目的の達成の見込みが無くなったと認められるとき。

ただし、就学金の貸付を休止されたものがその事由が無くなり届出をしたときは奨励金の貸付を再開することが出来る。

就学金の貸付は定款第五十二条(九)一組合員に対する貸付金の最高限度を上回ることが出来ない。

■ 施行日：平成二十四年二月一日

2 特割酪農ヘルパー 利用助成金制度

(新婚さんの将来に活力を)

■ 目的

次代を担う酪農後継者が自身の結婚式や新婚旅行で酪農ヘルパーを利用する場合に助成措置を講じる。

■ 助成金交付の対象範囲

自身の酪農経営主又は後継者が、自

身の結婚式や新婚旅行に際して、組合の酪農ヘルパー事業を利用する場合に限る。

■ 助成金交付額

酪農ヘルパー利用実績額の八割。交付限度額は三十万円。千円未満の端数は千円に切り上げ。

■ 助成金交付方法

① 交付対象者が組合との間で組合の生乳受託販売及び生乳代金精算規程に基づく生乳受託契約を交わす直接の当事者である場合は、受託販売生乳代金の精算に併せて乳代加算により助成金を交付する。

② 助成金の交付を受けようとする当事者が前項によらない場合は、原則として、この当事者が指定する貯金口座に対して振り込みする。

■ 助成金交付申請

申請者は「後継者育成のための特割酪農ヘルパー利用助成金交付申請書」に、結婚式の日付及び場所と新婚旅行の行程、並びに新婚旅行終了後一か月以内に新婚旅行の証憑写しを添付し事業推進課に提出する。

■ 施行日：平成二十四年二月一日

※関連記事は六ページからの会議だより・第十回理事会の報告内容をご覧ください。

研修会のお知らせ



**3/6～9 県内4箇所で酪農研修会を開催
生乳生産管理チェックシート様式変更、家伝法改正
搾乳現場の衛生的乳質向上に向けた乳質改善研修**

広酪は、来る4月1日から変更する「生乳生産管理チェックシート」の様式変更、家伝法改正に伴う飼養衛生管理基準への対応、搾乳現場の衛生対策をテーマにした乳質改善研修を次のとおり開催します。ぜひ最寄りの会場に参加下さい。

1 開催日と開催場所

地域	開催日	開催会場
南部	3月6日(火)	竹仁地域センター ■住所：東広島市福富町下竹仁 501-11 ■電話：082-435-2301
東部	3月7日(水)	広酪東部事業所 ■住所：府中市上下町上下 1507-4 ■電話：0847-62-3060
西部	3月8日(木)	NOSAI広島・山県家畜診療所 ■住所：山県郡北広島町 461-1 ■電話：0826-72-2128
備北	3月9日(金)	かんぼの郷庄原 ■住所：庄原市新庄町 281-1 ■電話：0824-73-1800

2 開催時間：午前11時～午後3時
(いずれの会場も同じ)

3 研修内容：

1. 生乳生産管理チェックシートの様式変更
2. 家伝法改正「飼養衛生管理基準」
3. 搾乳現場における衛生的成分向上への取り組み(仮題)
講師：有限会社ベッセル
代表取締役 梅原健治氏(写真)

事業推進課 〇八二四一六四一七〇七二

平成24年4月から新様式
「生乳生産管理チェックシート」の
100%記帳をめざす

平成24年4月1日から「生乳生産管理チェックシート」の様式が新しくなります。

このチェックシートは、平成18年度から消費者に対する「生乳の安全・安心を担保するもの」として、生産者に記帳・記録を求め、残留農薬の防止や適正な飼養衛生管理基準として設定されました。また、万一の生乳廃棄等の事故が生じた場合もこれらの証明が使われています。

しかしながら、これら様式への記帳が難しいとする意見も多くあり、丸5年を経過した中で、様式の改善が検討されてきました。

つきましては、引き続き「生乳の安全・安心確保のための記帳・記録」の実践を頂きますようお願いいたします。また、これらの新様式の記入事項等の説明パンフレットと新しいチェックシートを3月上旬から配布予定です。

なお、この記帳に関する研修会を上記日程で実施いたします。最寄りの会場にご出席下さい。



傷病時のヘルパー利用料金体系の一部を変更

平成24年4月2日派遣分から

第10回理事会において、傷病時のヘルパー利用料金の一部変更を決定しました。この概要は、本誌9頁の理事会報告に掲載のとおりです。

「定期利用料金表」は、以下のとおりです。

別表8 酪農ヘルパー利用料金表(一部抜粋)

業務内容	区分	利用料金表	
		定期利用農家	一般利用農家 20%増
①搾乳業務及び付帯するその他の業務	左記①～③作業のいずれか1つの業務を実施(1名当たり)	12,000円	14,400円
②飼養管理・哺乳業務及びその他の業務	左記①～③作業のいずれか2つの業務を実施(1名当たり)	13,000円	15,600円
③牛舎内牛糞尿除去業務・清掃業務及び付帯するその他の業務	左記①～③作業のいずれか3つの業務を実施(1名当たり)	16,000円	19,200円

傷病時利用料金に限って、定期利用農家の場合は搾乳頭数に関わらず、派遣人数1名当たり業務内容①②③の定期利用料金は16,000円、一般利用農家の場合は19,200円となります。
※この料金表は、平成24年4月2日分の派遣から施行する。

冬場の下痢にご注意を！
病気は「持ち込まない・持ち出さない」

冬期には、ウイルス性の下痢に注意が必要です。寒冷や著しい気温の変動は家畜に大きなストレスを与えます。また、低気温でウイルスが不活化されにくく、更には閉めきった畜舎では、ウイルスが伝播しやすくなります。

組合員の皆さんは、外部からの牧場施設への出入りには必要最小限とし、出入口には消毒槽を設置するなど、自衛防疫対策をしっかりと行って下さい。

また、乳用牛へのダメージも大きく回復には時間が掛かりますので、症状が診られた場合には、診療獣医師への早めの受診を心がけて下さい。病気は「持ち込まない、持ち出さない」が原則です。家畜伝染予防法の飼養衛生管理基準に基づく自衛防疫と、来場者への注意を促して下さい。



台湾・中国で
口蹄疫続発
渡航や消毒徹底に
注意

今年に入っても、台湾・中国では、豚の口蹄疫発生が続いています。組合員の皆さんには、渡航者への注意と、飼養衛生管理基準を遵守して、自己防衛に努めて下さい。